

諮問番号：令和6年度諮問第9号

答申番号：令和7年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和6年5月17日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による保有個人情報開示決定取消処分（令和6年5月16日付け6葛福東第120号で決定の通知を行った処分。以下「本件取消処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、却下されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

1 事案の概要

処分庁は令和6年5月16日に、保有個人情報開示決定処分（令和5年8月14日付け5葛福東第217号）を取り消し、審査請求人に「審査請求事案に係る処分の取り消しについて（通知）」により通知した。

審査請求人は、本件取消処分を不服とし、本件審査請求を提起した。

2 前提となる事実

（1）本件開示請求

審査請求人は、令和5年8月2日付けで、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第77条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、下記を対象とする保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

記

「葛飾区福祉事務所長が保有する審査請求人が属する世帯の医療扶助に係る文書（医療券、意見書、その他一切の文書）全て。なお、使用目的は審査請求のためとする。」

（2）本件旧決定

処分庁は本件開示請求の対象となる文書を特定した（以下、「本件各文書」という。）上で、令和5年8月14日付けで、審査請求人に対し、個人情報保護法第78条第1項第2号、第3号ロ、第5号、第7号本文、第7号本文10の不開示情報に該当することを理由として、本件各文書の一部を開示しない旨の決定（以下「本件旧決定」という。）をし、同日付け保有個人情報開示決定通知書（同日付け5葛福東第217号）により審査請求人に通知した。

（3）別件審査請求

審査請求人は、令和5年8月22日、本件旧決定を不服として、区長に対し、審査請求（以下「別件審査請求」という。）を提起した。

（4）本件取消決定及び本件新決定

処分庁は、令和6年5月16日付けで、本件取消決定をするとともに、本件開示請求につき改めて一部開示決定（以下「本件新決定」という。）をした。

本件新決定は、個人情報保護法第 78 条第 1 項第 2 号、第 3 号ロ、第 5 号、第 7 号本文、第 7 号本文 10 の不開示決定に該当することを理由として、本件各文書の一部を開示しない旨の決定であり、開示範囲は本件旧決定と同様であるが、本件旧決定の不開示理由が一部異なっている。

処分庁は、本件取消決定については「審査請求事案に係る処分の取消しについて（通知）」と題する書面（同日付け 6 葛福東第 120 号）、本件新決定については、保有個人情報開示決定通知書（同日付け 6 葛福東第 121 号）により審査請求人に通知した。

(5) 本件取消決定の通知内容

以下のとおりである。

処分を取消した日：令和 6 年 5 月 13 日

処分を取消した理由：不開示個所の理由付記に誤りがあるため

その他：本件の効果は、上記処分が行われた日（令和 5 年 8 月 14 日）にさかのぼって適用となります。

(6) 審査請求の提起

審査請求人は、本件取消決定を不服とし、令和 6 年 5 月 17 日付けで、本件取消決定を取消することを求める審査請求（本件審査請求）を提起した。

(7) 本件新決定の取消

処分庁は、令和 7 年 2 月 12 日付けで、本件新決定を取消し、同日に弁明の機会の付与を行い、令和 7 年 4 月 14 日付けで再々決定処分を行った（以下、「本件再々決定処分」という。）。なお、本件取消決定は取り消されていない。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

(1) 理由付記不備

不開示部分を争う場合、何について主張すべきか審査請求人には不明であり、本審査請求において十分な不服理由を主張することができない。また、本件取消決定の判断に際して、処分庁がどのような根拠に基づいたのか、考慮すべき要素を十分に考慮したものであるか否か等が全く不明であり、処分庁も根拠も合理性もない恣意的な判断をした疑いが残る。

したがって、本件取消決定には、理由不備の違法がある。

(2) 行政手続法第 13 条違反

本件取消決定により取り消された処分は、保有個人情報の一部開示決定である。一部開示決定を取り消す場合、それ自体が一部開示を受けている地位を失わせるものであるから、不利益処分に当たる。したがって、本件取消決定においては行政手続法（平成 15 年法律第 88 号）第 13 条所定の手続きを行う必要がある。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 理由付記不備の主張について

本件旧決定には理由付記に誤りがあったため、本件取消決定及び本件新決定を行った。本件取消決定の通知には、理由として、「不開示個所の理由付記に誤りがあるため」と記載し、本件新決定の通知とともに郵送されている。

本件取消決定は本件旧決定の理由付記の瑕疵という違法状態を解消したものである。行政処分に瑕疵がある場合、行政庁が自ら処分を取り消して違法状態を解消することは、法律による行政の原理に合致しているといえる。

(2) 行政手続法第 13 条違反について

本件取消決定は一度開示された処分を取り消しているため、特定の者に直接的な不利益を与える処分と言える。ただし、本件取消決定の通知と本件新決定の通知は同封され、同日に送付されている。また、審査請求人は本件旧決定において不開示情報の開示を受けており、本件新決定の通知では、理由付記が修正されたものが再度送付されている。したがって、請求人に対する不利益は生じていない。そのため、行政手続法第 13 条の聴聞手続きや意見陳述手続きを行う必要性はほとんどない。また、手続を行うと時間がかかり、請求人の負担が増える可能性もある。したがって、行政手続法第 13 条の規定を適用せずに取消処分を行い、同日に再決定処分を行ったことには合理的な理由があると言える。理由付記の不備を理由に本件取消決定と本件新決定を同一の書面で行った事案について、不利益処分に該当せず、取消決定について独自の意見陳述手続きを行う必要がないとした裁判例として大阪地裁平成 29 年 9 月 21 日判決がある。

3 審査庁の意見

原処分維持が適当である。

第 4 審査員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件取消決定の適法性について

行政行為に瑕疵があった場合、行政庁がこれを認識して自ら当該行政行為の効力を失わせるためこれを取り消すこと（職権取消し）は、法律による行政の原理の要請するところであり、明文規定がなくても一般的に可能であると考えられており、職権取消しがなされた場合には、原則として行政行為の時点に遡って当該行政行為がなかったものとして取り扱われるべきことになる。

本件旧決定は保有個人情報の一部開示決定であるところ、本件取消決定は、行政行為の相手方からの法的請求をまたず、行政庁の側から自発的に、行政行為が違法であったことを理由として取り消したものであるから、行政行為の職権取消しとして認められる。

(2) 本件取消決定の理由提示に係る行政手続法第 14 条違反の有無について

行政手続法第 2 条第 4 号にいう不利益処分とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者をその名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分である。

本件取消決定は本件旧決定を取り消すものである。本件旧決定は審査請求人の本件開示請求に対し、一部開示決定をしたものであって、開示決定部分については審査請求人に権利を認めたものである。

しかし、本件取消決定は、本件新決定と同時になされたものであり、両決定はともに審査請求人に通知されているから、実質的に本件新決定と一体のものといえる。審査請求人は、本件取消決定

と本件新決定により、本件旧決定の瑕疵ある理由が是正されたのであるから、全体として審査請求人に何ら不利益は生じていない。そうすると、本件新決定と一体となって行われた本件取消決定は不利益処分に該当しないというべきである。よって、本件取消決定は行政手続法第 14 条第 1 項に違反せず、審査請求人の主張は理由がない。

(3) 本件取消決定の行政手続法第 13 条違反の有無について

本件取消決定は、実質的に本件新決定と一体のものといえ、審査請求人に何ら不利益は生じていないから、本件取消決定及び本件新決定は不利益処分に該当しない。よって、本件取消決定の際に行政手続法第 13 条第 1 項の手続きをとらなくても、同条に違反せず、審査請求人の主張は理由がない。

3 審理員意見書の結論

以上のとおり、本件取消決定に違法・不当な点はなく、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	経 過
令和 6 年 9 月 2 日	諮問書の受理
令和 7 年 6 月 11 日	審議
令和 7 年 8 月 20 日	審議

第 6 審査会の判断の理由

行政不服審査法に基づいて審査請求をすることができる者は、処分について審査請求をする法律上の利益がある者、すなわち、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 9 条に定める原告適格を有する者としてであると解される（参照、最高裁判所昭和 53 年 3 月 14 日第三小法廷判決民集 32 巻 2 号 211 頁）。本件についてみるに、本件取消処分と一体として決定された本件新決定は、処分庁によりすでに取り消され、その後、再々決定されている。このことから、仮に審査請求人の請求通りに本件取消処分が取り消されたとしても、本件再々決定処分が取り消されない限り、審査請求人に開示されている情報に変化はないのであるから、審査請求人には本件取消処分の取消しを求める法律上の利益はないというべきである。

そうすると、審査請求人は、本件取消処分について審査請求をする資格がないということになる。

よって、その余について論ずるまでもなく、本件審査請求は不適法であるからこれを却下するのが相当である。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

葛飾区行政不服審査会
会長 大竹 由紀子
委員 室井 敬司
委員 上松 正明